

改革案

○保険医療機関等への指導・監査

保険医療機関等への指導・監査業務等の標準化・統一化等を図るため、実施要領を作成するとともに、本省による都府県事務所への指導等を計画的に実施します。

- (1) 適時調査や指導の手法、個別指導時の患者数・指導時間等に格差があることから、医療指導監査業務等実施要領を作成し(平成22年6月目途)、指導・監査業務等の標準化・統一化を図る
- (2) 指導・監査業務等の標準化・統一化を図ることにより、業務の効率的かつ効果的な処理が可能となることから、適時調査、個別指導等の実施件数の増加を図る
- (3) 指導・監査の精度の向上を図るため、本省職員による地方厚生(支)局(毎年)及び都府県事務所(3年で1巡)への業務指導を実施する(各厚生局、都府県事務所16箇所程度)
- (4) 事務担当者及び指導医療官への実践的研修を実施し、職員の質的向上を図る
- (5) 地方厚生(支)局に対し、四半期毎に各都府県事務所(指導監査課を含む)の調査、指導、監査の実施状況を示し、取組が不十分な都府県事務所には指導を実施する

指導医療官を確保するため、関係各省庁へ処遇改善等の要請・要望を行います。

- (1) 医科の指導医療官の確保のために、文部科学省(大学病院)、都道府県担当部局及び医師会等への協力要請を行う
- (2) 関係省庁に対し、処遇改善(給与、昇格、手当、勤務延長、過去における兼業の見直し等)を要望する

○柔道整復師への指導・監査

柔道整復療養費の審査の地域格差を解消するため、算定基準の明確化や様式の統一化を行います。

- (1) 審査の地域差の解消を図るため、算定基準を明確化する(平成22年度末目途)
- (2) 審査の迅速化を図るため、支給申請書の様式を統一するとともに、施術日を記載させるなど、よりの確な審査が出来るようにする(平成22年末目途)
- (3) 審査委員の欠格事由を明確化するなど、選定基準を見直しする(平成22年度末目途)

柔道整復師への指導・監査体制の整備のため、指導・監査マニュアルの作成等を行います。

- (1) 指導・監査実施マニュアルの作成(平成22年度末目途)
- (2) 上記マニュアルを基に地方厚生局柔整担当者の情報交換、ネットワーク化を推進する
- (3) 保険者等の協力も得つつ、指導・監査において保険者の審査情報を活用する方策を検討する

○保険者等の医療費適正化の取組

レセプト電子化を踏まえ、全ての保険者で電子レセプトの受取・再審査の体制を整備するとともに、レセプト点検の重点化を図ります。

(1) レセプト電子化の推進に併せ、審査支払機関においてシステムによる種々のチェック拡充を図ることにより、レセプト審査における査定件数の増及び査定点数の割合を高めていく。

【電子レセプトにより可能となる審査】

- ・記入もれ、点数誤りは、全てのレセプトについてチェックが可能(従来は目視確認)
- ・保険診療ルールをシステムチェック化する(従来は目視確認)
- ・診療科別、疾病別、診療行為別など、多様な単位での審査の重点化が可能となる。
- ・突合審査(医科・歯科レセプトと調剤レセプトの突き合わせ)及び縦覧審査(複数月のレセプトを通覧する)が可能となる。

(2) 原則として、すべての保険者の電子レセプトによる受取体制と再審査体制を整備。

(3) 保険者において、審査支払機関におけるレセプト審査の改善状況を踏まえ、今後、審査支払機関では処理が困難な、複数の医療機関で受診した同一の患者にかかるレセプト、外傷レセプト等への点検の重点化を図る。

医療費通知の100%実施を推進します。

医療費通知が未実施の保険者にあっては、100%実施に向け、国として指導・啓発を図る。

後発医薬品の更なる使用促進のため、希望カードの100%配布や利用差額通知の実施率の向上を図ります。

国の目標である「平成24年度までに後発医薬品のシェア(数量ベース)を30%以上」を達成するため、健保組合を含めた保険者の実施状況を把握するとともに、希望カードの100%実施に向け、実状を踏まえた指導・啓発及び支援を実施。

また、後発医薬品利用差額通知についても、各保険者の実状に即した指導・啓発及び支援を行い、実施率の向上を図る。

保険者による適正受診の普及・啓発を推進するため、その実施状況を把握します。

被保険者に対し、適正な受診を推進するため、「医療機関・薬局の受診にあたっての留意点」(別紙)を周知徹底するための広報(ポスター、パンフレット)の作成について、各保険者あて通知するとともに、その実施にあたっては、国も財政支援(被用者保険分は除く)を行う。

また、被保険者への周知徹底の実施状況を把握し、当該普及・啓発事業の実施の向上を図る。

協会けんぽにおける被扶養者資格の再確認を毎年実施します。

協会けんぽにおける被扶養者資格の再確認について、健康保険組合と同様、平成22年度以降、毎年実施することとしている。